

身近な方が亡くなられた場合の主な手続きの一覧です。ご自身の実情に応じてご活用ください。

手続き名	期限 ※特記事項が無しの場合、亡くなられた時から起算	手続き先	備考
死亡届 火葬/埋葬許可申請	原則 7 日以内	市区町村	
年金受給の停止	1 4 日以内 (国民年金)	社会保険事務所 市区町村	厚生年金は速やかに行う
後期高齢者医療資格喪失届 国民健康保険資格喪失届 介護保険資格喪失届	1 4 日以内	市区町村	
取締役等の死亡の登記(商業登記)	原則 1 4 日以内	法務局	会社経営の方等が亡くなられたとき
雇用保険受給資格者証の返還	1 か月以内	ハローワーク	
相続放棄の申述	原則 3 か月以内	家庭裁判所	債務超過の場合など
所得税の準確定申告	4 か月以内	税務署	死亡時に所得があるときなど
相続税申告	1 0 か月以内	税務署	一定額以上の遺産があるとき
生命保険金の請求	2 年以内	保険会社	
国民年金の死亡一時金請求	2 年以内	市区町村	
葬祭費の請求	2 年以内 ※葬儀の日から起算	市区町村	国民健康保険の加入者のみ
寡婦年金の請求(国民年金)	2 年以内	市区町村	

埋葬料請求(健康保険)	2年以内	健康保険組合 社会保険事務所	
葬祭料請求(船員保険)	2年以内 ※葬儀の日から起算	健康保険組合 社会保険事務所	
埋葬料請求(労災保険)	2年以内 ※葬儀の日から起算	労働基準監督署	
高額医療費の死後申請	2年以内 ※対象の医療費の支払いから起算	市区町村 健康保険組合 社会保険事務所	
不動産の名義書換(相続登記)	3年以内	法務局	2024年から相続登記の義務化
遺族基礎年金の請求(国民年金)	5年以内	市区町村	
遺族厚生年金の請求(厚生年金)	5年以内	社会保険事務所	
労災保険の遺族補償給付請求	5年以内	労働基準監督署	
預貯金の名義変更	相続確定後速やかに	金融機関	
株式の名義変更	相続確定後速やかに	証券会社	
公共料金、クレジットカード、携帯電話 プロバイダー、サブスクリプション等 の名義変更・解約	相続確定後速やかに	各事業者	
自動車の所有権移転手続き	15日以内 ※新所有者の決定時から起算	陸運局	

※赤枠の部分は当事務所で代行して手続きをおこなうことができます。詳細はお気軽にお尋ねください。